

令和7年9月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年9月4日（木）
9時00分 ～ 10時10分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1）農地法第3条の3第1項の規定による届出
2）非農地通知について
3）業務報告・予定

出席委員 19名

1番 田 悟 敏 子	11番 渋谷 達 也
2番 吉 江 秀 一	12番 西 村 一 成
3番 石 丸 正 明	13番 中 田 栄 信
4番 宮 西 勝 昇	14番 山 本 克 博
5番 加 賀 谷 良 雄	15番 大 浦 正
6番 木 村 鉄 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	18番 山 口 誠 一
8番 加 藤 裕	19番 日 光 和 雄
9番 山 崎 外 喜 雄	20番 作 田 昭 一
10番 和 田 由 美 子	

欠席委員 17番 水 上 龍 二

令和 7 年 9 月 4 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さんおはようございます。 まだ残暑が厳しいと言いますか、まだまだ暑い日が続いております。早稲の刈り取りもほぼ終わり、県内ではもうコシヒカリの刈り取りが始まったというニュースも流れておりますが、小矢部でも J A の情報によりますと、大体 8 日、9 日辺りかなというようなところの話も承っております。 その中で今回の農業委員会の総会は、繁忙期ということで朝 9 時からという開催にさせていただいております。ただいまの出席については、20 名中、欠席と伺っているのは〇〇委員さんだけであり、総会は成立しております。 また聞くところによりますと、この早稲の作業の中で、ある営農組織で、熱中症といったような形で救急搬送されたという話も聞いておりますし、何人か体調を崩されたというような噂も聞いております。まだまだ暑い日が続きます。これから主力の富富富、コシヒカリといった時期になります。十分皆さんについてでも、そういったような情報も含めて、啓発活動もよろしくお願ひしたいというふうに思います。 本日の議事録署名委員を指名したいと思います。15 番の〇〇委員さんと 16 番の〇〇委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 4 件 ○議案第 13 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 4 件 以上、2 つの付議案件となっております。 それでは、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 7 番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。

	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています が、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者である かどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、 地域との調和要件等の許可条件を満たしているものであります。以上 です。
会長	それでは、水島地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番につい て、調査報告をお願いします。
〇〇委員	はい、おはようございます、〇〇です。 実はこの〇〇さんというお宅、隣の村なんですね、隣の村と言っても 私のところから直線と言えば〇mぐらいしか離れていないんですけど、 こういうお宅のところへ行ってきました。 この〇〇さんというのは、もともとそこの裏に一軒のお医者さんがあ りまして、〇〇のお医者さんという方のお宅のその奥さんだったんで す。そして、その一族の〇〇さんというのは、その親戚であったと思い ます。そしてこの〇〇さんの旦那さん、お医者さんが亡くなった後です ね、この〇〇さんは故郷の〇〇の方へ帰って行かれたと、そういうふう にお聞きしています。それは何十年ももう経っていると思います。 そしてとても、やっぱり私聞いたときにですね、この〇〇さんも非常 にご高齢でして、そしてご主人も近年亡くなっていて、そして息子さん も、もう本当に近年亡くなっていて、おばあさんとその息子さんの奥さ んと、そういう話ということをしました。 そして、実際は譲渡ということで、無償の譲渡ということ、要するに この〇〇さんのこの人たちが、もう年もいくもんですから、いつまでも こうしておるわけにはいかないというので、そして、これをもらってく れないかというので、無料でこれをお渡ししたいという、そういう意向 というふうにお聞きしました。そして、いろんな諸費用みたいなもの、 かかる手続きの諸費用も、この〇〇さん、それから〇〇さん、そして〇 〇さんですか、この方たちが担当すると、そういうふうにご話を聞きの しました。 これはあと代理人、申請代理人の、〇〇土地家屋調査士さんともお話 しました。正にその通りでして、とても穏やかなそういった感じで、要 するに自分たちはもう故郷、ここを完全に離れてしまっていて関係なくな ってしまうんだなというふうには私は感じました。田んぼもちゃんと今は綺 麗な田んぼになっています。そして、今まだ刈り取りは終わっていない部

	分もありますけど、きちんとなっていきます。 そういう部分で、私はこういうこともだんだん増えるのだなと思います。特に内御堂というところは非常に家がポツンポツンと無くなる、そういった部分になります。広い村なんですけど、こういうことが水島地区でもずっといくんだろうなと感じています。お話を聞いてきた中では、これは何の問題も無く仕方がないことだろうなと感じています。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	耕作は〇〇営農さんでやられているのか。
〇〇委員	一応この申請では自分たちでやるという形になっています。で、あそこには〇〇という営農組合がいます。 将来的には内御堂に任せるというふうになっていますけど、実際任せているところがあるのではないかなと私は思います。
会長	他にございますか。 質問が無いようですので、受付番号8番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号8番も、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。位置図については、3ページから4ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等の許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	引き続き、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします
〇〇委員	はい、これは〇〇さんですね、今この地図を見てみられれば分かりま

	すが、ここに畔は無いです。この横に〇〇さんと、それと〇〇さんの田んぼが1枚の田んぼになっています。このちょっと下の方の広いところは、もう完全に太陽光エリアになって、太陽光発電のところになっています。 現地は大麦の刈り取りがもう終わって今ちょっと草が生えていますけど、これはさっきと同じように、この〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、これやっぱ自分たちの年もいくし、これをいつまでもこうしておくわけにはいかないというので、これは無償でこの隣の田んぼの〇〇さんに譲渡したいというふうな形でございます。 これも仕方ないことだろうなと思って、そんな大きな土地ではありません、私思うんですけど、〇〇さんはこの土地を同じ田んぼになっているから、これをそれなら引受けるというなら大変だろうなと思いますけど、これは荒らすわけにはいかないですから、そういうふうに引き受けられたと思います。 以上です。
会長	はい、ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	大麦なんかは〇〇営農組合が今やっています、もうやっています。
会長	受付番号8番については質問が無いようですので、続いて受付番号9番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号9番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、5ページから6ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています。そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等の許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	はい、よろしくお願いします。それではご報告させていただきます。 まず、この位置図の 5 ページ、6 ページの方から、先に譲渡人〇〇さんでございますが、先ほどの話、〇〇にお住まいでございます。位置的に言いますと〇〇というところに自宅がございまして、現在〇歳でございます。 この方はこの次にあります、この地図の〇〇の方になお生まれになられて、それから〇〇にお仕事でずっと向こうの方でお住まいになられます。 それですね、なかなかずっと向こうの方でいらっしゃったので、〇年にお父さん亡くなられてまして譲渡受けられました。それ以降お母さんが〇年前までこちらの方に住んでらっしゃったけど、〇年前に亡くなられたということでございます。 それですね、この管理とかいろいろなことは、本家の方のお父さんがずっと管理をされておられました。空き家になったということでもずっと管理をされていたのですが、今度譲受人でございますが、〇〇さんでございます。先ほどの面積でございますが、〇〇、畑として、〇㎡でございます。松井さん、実際には隣の隣の町内でございます。 それですね、お生まれ一時は出られましたが、お兄さんのところへまた来られてまして、〇〇さんということで、菊をずっと約〇程の間に、ハウスをして菊を作っているながら、〇年程前でたぶん小矢部で一番最初だと思いますけども、ヤーコンの栽培をやられました、それでずっとやられていました。 そこでですね、先ほど管理をされている〇〇さんとは多分ずっと同級生ということで、空いているからこっちへ来たらどうだということで勧められてまして、自宅等を購入されました時点で〇の畑としてこの部分が残って、別で残っているということで今回申請をさせていただきました。 この地域としましては、この方、村の駅とかそういう特産物の中で、そこでもヤーコンの生産、実際にはヤーコンの栽培者の先駆者というか講師として今いらっしゃいますし、花等に関してもこちらの方で栽培するものとしても講じていらっしゃいます。 それでその中から、こちらの方にどうですかということで、地域の皆さん方、いろんな方々からご推薦を受けて、〇〇さんの方からご推薦を受けてこちらの方に来たということでございます。皆さん方からそういうふうな形でご了解を得ながら、地区の皆さんもご了解をいただいて、
-------------	--

	このような形になったということでございます。是非ともよろしく願いいたします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	では私の方からちょっと事務局にお尋ねします。 この〇〇さんについては、借入地等を含めて何か土地はあるんですか。
〇〇委員	ハウスは約〇棟ほど建っておられます。そこは地面は多分お兄さんが亡くなられて今はそのお兄さんの息子さん所有です。
会長	借入地として、そこを使っておられるということなのか、ハウス建てる部分についてでも、何かちょっと全く持っていないのに〇㎡だけ畑として、まあ今で下限面積がなくなったとはいえ、要件的にどうなるかなというのが心配だったもので尋ねます。
事務局	ハウスの方がどうなっているのかちょっと見てみますけど、今回の分は家庭菜園的な感じかなと思っているので問題は無いかなと思います。
事務局	〇さん確か〇〇の方にすべて移譲されたのかなという私の記憶がありまして、その方が今〇〇さんのやっておられたところ全てやっておられて、〇〇さんは、私ちょっとこれ見た限りでは町沿いを一旦離れられて、新たにそこでちょっと今のヤーコンなりまた取り組まれるのかなという印象で、じゃあ今あるのかないのかいうのは確認しないと駄目なんですけど、一応そういう形で今何も持っていないということであれば、〇〇にお渡ししているのかなというふうに思います。
会長	実際に下限面積が無くなってからやったら、こういったような条件はあまり厳しくは言わんようになったけど。
事務局	そうですね、下限要件が無いので、まあ〇〇さん自体は皆さんご存知の方もおいでだと思いますけど、全然問題ないとは思いますが、ちょっと経緯という形で今言われるような農地の所有が無いのかということころは、少し経緯を確認しておきたいなと思います。

会長	他どうでしょうか。 無いようですので、受付番号10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号10番は、使用貸借権の設定を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇〇㎡となっております。借受人が〇〇さん、貸付人が〇〇さんです。位置図については、7ページから9ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等の許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いします
〇〇委員	それでは、報告いたします。 今回は貸し借りの申請であります。借りる人、〇〇さん、それで貸す人、〇〇さんであります。貸す田んぼは〇筆、合計〇〇㎡です。使用目的は賃貸によってそこに果樹を植えたいと、果樹はレモン、イチジクを予定しております。ちなみに〇〇さんの父親と〇〇さんは兄弟であります。 最初にまずこの現地調査として田の方へ行って見て参りました。この地図を見てもらうと分かると思います。〇〇のところは、〇年前の豪雨の災害で一部崩れておったのを今年復旧されております。もう1つの〇〇、〇〇は、そこへ行く農道が途中でその上の山の斜面が大崩落して道路が寸断されて、未だに寸断されたままです。大崩落したところは大体復旧が終わりまして、この後、農道の復旧にかかるのではないかと思います。 この後、〇〇さんのお宅へ伺いましたが、住まいをしているという気配がなくて、隣の私の前任で農業委員をしておりました〇〇さんに、話を聞いて参りました。それによりますと、〇〇さん〇年前から家を出て所々転々とした仕事をやっていると。〇〇さんに聞いたときは〇〇におるんじゃないかと。それでこの後、〇〇さんの家に行ったら、今〇〇に

	おるということです。時々家には帰ってきておるんですが、今は誰もいないと。○年前にお母さんが亡くなりまして、このとき○○さんと一緒にお母さんはそこに住んでおったと。○年前にお母さんが亡くなった後、○○さん一人でおったんですけども、○○さんちょっと体を壊しまして、今年の○月に施設に入っております。そこで○○さんの方ですね、家の管理と田畑の維持管理という名目で、ちょくちょくこの実家へ、お父さんの実家の方へ帰ってきておるということです。 それで○○さんの家へも話を聞きに行ったら、家の周りにイチジクの苗木が相当たくさんあったと。レモンの苗木も相当たくさんありました。それでレモンは、実際に実をつけたものが何本かあったということです。その他に、ブルーベリーとかサクランボ、リンゴもあったということです。ご本人に話を聞いたら、こういうことが非常に好きだということでした。 今も農地の維持管理、まあ親の実家の維持管理ということで、頻繁に現地の方へ行っているということで、自分の好きな果樹栽培を、ここを借りてその土地に植えてやってみたいという夢を持ったかどうか知りませんが、ということをやってみたいということで今回の申請に至ったということです。本人非常にやる気があって、親、自分の妻と自分と３人で一生懸命やるということで、農地を荒らしておくのも何かということで、維持管理等兼ねて自分のやりたいことをやりたいということでした。以上で報告、終わります。
会長	はい、ありがとうございました。 この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	ちょっとすみません、これ今ほどの説明では果樹を植えるという話だったので、ここの地域は…。
○○委員	本人もちらっとハウスもちょっとは頭にあるということを言っておりました。ハウスをやるかどうかは私は分かりませんが、そういう話もちよっとしてくれました。 何せ今言ったように私はどうもないかなと思ったけど、実際にレモンもなっているのも見てきました。
○○委員	私ちょっと聞きたいのは、○○は中山間地域で直接払い制度の対象地域でないのか。

〇〇委員	対象地域です。
〇〇委員	そしたら、これ果樹は認めてもらえないんじゃないか。
〇〇委員	その辺よく分からないのだけど、本人と町内との話をちょっと私聞いてこなかったんで分からないです。
〇〇委員	実を言うと、私の地域もそういうイチジクや柿を採っておられた。そしたら市から、これを抜本してくださいと、制度に引っかかるから更地にしてくれと言われたので聞いてみました。
〇〇委員	それで私〇〇ですけども、今農地になっているんですけど長年荒らしてあるところを、今言われた中山間地の支払いを、対象から私の地域外すという話になっておりまして、それを聞くとどこの地区でもそれを外すことができるのではないかと、それを本人からの〇〇の町内の方へ言えばできるのではないかと思います。
事務局	本人さんと〇〇の中山間地域直払いの関係で、今市の担当とまた確認させますので、また〇〇の例も踏まえてちょっと確認しますけども。
〇〇委員	それちょっと確認して、よろしくお願いします。
〇〇委員	まあ本人からすれば、どうせそこへ行って管理するのであるので、自分のやりたい果樹栽培をやりたいという思いで今回したと思うので、まだその辺の話は決まってないかなと思います。
〇〇委員	市とすればそれ除外してもいいということやね、その件は。
事務局	ちょっとそこも含めて確認させてください。
会長	他にございますでしょうか。
事務局	よほど直払いの関係で、〇〇さんの考えが変わるとかそういうことがあった場合には、ちょっとまた会長と相談させていただいて取り扱い少し検討させてもらうことになるかなとは思いますが、今のところ〇〇さ

	んの考えに沿っていけば問題ないのかなと思います。中山間直払いの関係だけちょっとチェックさせていただきます。
〇〇委員	わかりました。私の考えは、その地域内のその一筆を除外するのはOKじゃないですか、そこから面積を引けばいい。
事務局	そういうやり取りはできると思いますので、それで面積を確定させていくわけなので。
会長	この場合は筆になるね。
事務局	そうですね、〇筆とも対象になる。
〇〇委員	それは〇〇地域の方については、中山間地域からその〇筆を除外するということについて了解もらっているのですか。
〇〇委員	そこまではまだ言ってないと思います。
事務局	中山間のことで止まって荒廃農地になるという話になるのであれば、やはりこちらのお宅さんの方に管理していただく方がいいのかなっていうのは思ったりはしていますので、そういうところを頭に入れながらも一回確認をさせていただいて、今は一応、切り離していただいいていこうかなと思っています。
会長	もう1つ最後、〇〇の方では田んぼとかされているのですか。
〇〇委員	耕運機、草刈機3台、トラクターもあると。〇年以上、農業に従事していると、お父さんと息子さんは〇歳です。
会長	自作しておられるのか。
〇〇委員	たぶん自作だと思います。耕運機等も持っています。
事務局	〇〇で田んぼをやってらっしゃると思います。
〇〇委員	〇年間お父さんは従事しているという話でした。

会長	ただ、こういう申請のときは例えばこの条件というか、取得者に対してのこういったような調書は作らないものなのか。申請書か何かのときに、ちょっとその辺を確認するとかいうことは無いのかなと思って。
事務局	ちょっと市外なので書いてないという形で、〇〇で持っておられるのにというのはちょっとここでは表記されてないので、そういうところは何らかの形で事務局で確認して、この人は田んぼしているのかということから始めて、ちょっとチェックしていきたい。ちょっとその表記、言い方については、まあ調査員の方に行っていただくか、こちら事務局でいくかちょっとその辺は。
〇〇委員	何せ農機具は、トラクター2台、耕運機1台、草刈り機3台ということです。それで〇人でやると。それで〇から道坪野まで車で約〇分、そんなに遠い距離でもないということで、維持管理を兼ねてやりたいという話でした。
会長	他よろしいでしょうか。 無いようですので、議案第12号の、受付番号7番、並びに8番、9番、10番の4件について、異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	はい、挙手全員です。挙手が過半数以上ですので、それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。 続きまして、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号8番と9番は譲受人が同じであり、関連がありますので、2件続けて説明させていただきます。 受付番号8番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇です。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから12ページをご覧ください。 続いて、受付番号9番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇です。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、駐車場敷地のた

	め転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから15ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、8番と9番につきまして、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それではご報告申し上げます。 譲受人の方ですね、先ほどの話の通り市でございます。それで最初の方は譲渡人は〇〇さんもう1件の方は〇〇さん、これの地番は〇〇でございます。場所につきましては、前の県道を下るのか上るのかどっちか分かりませんが、〇〇方面へ少し行きますと〇〇があると思えますけれども、その〇件ほど手前ぐらの道路の反対側、〇〇側というところにあります。 それで11ページを見ていただきますと、最初の長田さんの、書いてありますけれども、それが〇番、色塗りしてあります。後程出てくるのはその横の〇番ということであります。このいずれの土地についても近くにありました消雪の方が水が出なくなると、井戸が枯れてきたということで、新たに消雪のポンプを設置するということであります。 そういう話の中でですね、この田んぼ1枚何とか寄贈したいというような話でありましたので、〇番、〇番に合わせて、〇番の所有者違いますけれどもこちらが無償ということで市の方へ提供されるということになります。〇〇の方では〇〇ということでありましたので、ここを駐車場としたいということでありますが、土地が土地で大した面積がないものですから、〇台もできるかどうかというくらいなところでありますので、〇〇に聞いてきましたけれども、これからいろいろ探さないといけないということでありました。 ちなみにここにつきましてはあと〇番だけが空いていますが、これはまだ打診していないということです。その横につきましても車庫が建っていますので、仮にですけれども〇番が駐車場になってもそんなに大きく広がるものでもないということなので、今後どこかでまたこういう話が出てくるかなというふうに思っています。以上です。
会長	ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

〇〇委員	この地番の〇〇に公衆用道路、〇〇とここに書いてあるんですが、これこの下に暗渠で〇〇という水路がずっと通っているんだけど、これ公衆用道路というふうに土地改良区を解散するときに登記したのか、おそらく登記簿のやつそのまま写してあるからそういうことになるだろうけど、言ったらあれだけど、これ大きな暗渠でその上を道路にしているんだけど、水バンバン流れているんだけどそこ。
事務局	今の計画はちょっと関係無い話になりますが、都市建設課に確認させてください。
〇〇委員	ここは〇〇用水の受益地です。土地改良区ではなかった、私は判子を押します。転用はOKですが、書類的にそれちょっと整理してください。〇〇の了解を得て欲しいです。
会長	よろしいでしょうか。 では、8番と9番については質問が無いようですので、受付番号10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号10番は、譲渡人が〇〇で、譲受人が〇〇です。対象の農地は〇筆で合計面積が〇〇㎡となっており、〇〇設置のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、16ページから22ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、農用地に該当しており、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いいたします
〇〇委員	私は〇月〇日に譲受人〇〇さんに電話で聞き取りをしました。その後、〇〇の現地の方へ行って説明を受けて、その内容についてお聞きしました。それでですね、一年程前だったと思うんですが、〇〇するという、仮設の工事用地についての転用の許可について報告をしたと思います。そして今回その〇〇は撤去されております。 それでこの18ページの方に、ちょっとよく見ていただくとこの図面の〇〇というところがありますが、その方に何か丸くマークしてありま

す。それと緑色で着色したところにも丸くマークしてあります。それともうちちょっと図面からいくと下にいつて○というところにも丸くマークしてあります。ここが撤去する前○があったところです。

今回の申請というのは、新たに○○を設置したいから、一体全体どういうふうに風が流れて、風の方角ですとか風の風速というか、そういうものを測りたいということで、20 ページを見ていただくと航空写真に緑色で三角が書いてありますけど、そこに○○というものを設置して風況を○年間測りたいと、そういうことで転用して欲しいということでございます。

それで○○というのは、ちょっとこの航空写真を見ていただきますと白い丸があるんですが、それが従来の○○なんですが、その○○の間ぐらいに○○を設置したいということです。それで前の○○は○年ぐらい設置してあったということですが、それを設置するときにも○○は測ったはずじゃないかというふうに質問したのですが、今回計画しているものは従来の撤去したものの倍ぐらいの大きさのものを考えていて、そのために新たにその観測をしたいと、そういうことで今回転用をお願いしたいということであります。

それで、○○がどんなものかと言いますと、21 ページにちょっと細かいですけど図面があるんですが、60 cmのこの三角のトラスをですね、ずっとこう上に積み上げて、そしてワイヤーでアンカーをとるという、そういうものです。

だから非常に華奢なものですがアンカーで固定して、21 ページの上の方の右側に図面があるんですがアンカーを地中に1 m50 ぐらい埋め込んで基礎をとるのにコンクリートの丸いものを入れて、そういうものをやって計画では140mぐらいのものを建てたいということです。

サンプルには○mと書いてあるんだけど、実際は○mぐらいの高さのものを設置して、この20 ページの下の方に黄色いところに○○と書いてありますけど設置して、70mなんだけど140m上のデータも取って今後の計画に、設計のデータにしたいということです。

いろいろ聞きますとこの○○という会社は日本全国○カ所ぐらいこれやっけていまして、やっぱり風の乱流という乱れができたり、風車の位置によってそういう何か技術的なノウハウがだんだん蓄積されて、そういうことを考えておるということであります。

それで○○に聞きますと、○を飼育しているものだから、よくこういうものを作ると音が出るんですね、風琴というか飛ばす方にぶつかって。それもそう心配ないそうです。

	それとこれ〇㎡ぐらいの敷地ですが、やっぱり搬路とかいうものを、施行するときの搬路も考えて〇㎡の転用ということで、その施工にも問題無いだろうということで、調査段階としては問題無いんじゃないかなというふうに私は判断しました。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	〇〇の設置は改めてもう１回というか、今回初めて設置するデータなんでしょうね。
〇〇委員	いやそれでね、私はちょっとこの〇〇に確認しました。というのはもう〇年前ぐらいから〇基設置してあるでしょ、その時にも測っているはずなんだろう、風況というのを測っているんでしょうと言ったら、測っていると思いますというふうに言われました。ただし、今回の風車は前のものの倍ぐらいの高さになるそうです。だから倍ぐらい高さのものもやっぱり新たに測りたいということで、前回も測っていますが今回も測りたいという説明でした。
〇〇委員	わかりました。 で、転用の範囲、何でこんなに要るのかなと思ひまして。
〇〇委員	それはね、１つは先程言いましたように、物自体は小さいですけどタワー自体は 60 cm程のトライアングルというか三角形で、１つはアンカーで引っ張って倒れないようにしておくわけですよ。それともう１つ、これを設置するのに道路から入って行って、前回の撤去のときもそうなんだけど、大きな重機とかそういうものを入れる部分もあります。だから〇と言ったら確かにね、〇と言ったら小さいんだけど工事する面積もあるということです。
〇〇委員	わかりました、ありがとうございます。
会長	他にございませんか。 受付番号10番については質問が無いようですので、受付番号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書３ページをご覧ください。 受付番号11番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇外〇

	名で賃借人が〇〇です。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、〇〇のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから27ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、この件につきまして、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは報告します。 議案書に書いてありますように、一時転用でございます。譲渡人の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇さんが譲渡人の、〇〇に、五社の合計〇㎡の〇〇を行うものでございます。 以前からですね土壌改良を目的として希望されていたところ、〇〇さんは骨材の需要に応えるために新設の砂利採取を合致しましたと。期間は今年の〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで一時転用として期間内に埋め戻し原状復帰して当該農地を返還するということでございます。農地整地それから作付けに支障がないようにも配慮したいということでございます。 この申請目的実現の確実性についてなんですが、〇〇は過去からの実績があるということ、それから用排水について当該地の利用確認、生活宅配のパイプ等の処理を行うことの確認、それから被害防除について、立て看板、防護柵、バリケード、土砂の水切りの徹底、その他、隣接地の所有者、当該地区の営農組合、隣接地区の営農組合、区長、生産組合長、小矢部土地改良区の許可は取っております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号11番について質問が無いようですので、議案第13号、受付番号8番、並びに9番、10番、11番の4件について、異議のない委員の方の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	挙手多数で過半数を超えておりますので、それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。

	これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 4～6ページ 2) 全国農業新聞の普及状況 7～10ページ 3) 富山県農業委員会大会 11～12ページ 4) 業務報告 13ページ
会長	他にございませんでしょうか。 無いようでしたら、本日の案件は全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さんよりお願いいたします。
職務代理	本日は総会出席お疲れ様でした。 今からまたコシヒカリの刈り取り等も始まります。まだしばらくは気温の高い日も続きますので、体調管理もしっかりして作業等やってください。 次回もまた集合時間がちょっといつもと違うので、間違えずに来てください。これにて総会を終わります。
会長	どうもありがとうございました。
－ 9 月総会終了－	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年9月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 15 番 大 浦 正

16 番 福 原 智 子